

壁面緑化の基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年兵庫県規則第1号。以下「規則」という。）の別表第15の2の部の備考1の規定により、知事が別に定めるものについて必要な事項を定める。

(緑被面積として算定することができる壁面緑化)

第2条 緑被面積として算定することができる壁面緑化は、植物の生育に適した補助資材（植物を登攀又は下垂させるために外壁に設置する資材をいう。以下同じ。）の使用、土壌の量、灌水設備の設置状況、維持管理の方法及び生育実績に鑑み、確実に生育が見込めるものと認められるものに限る。

2 前項に規定する植物の生育に適した補助資材は、次の表の右欄に掲げる植物に応じた同表の左欄に掲げるものとする。

補助資材	植物
金網・ヤシ繊維マット併用	ヘデラカナリエンス、ヘデラヘリックス、ヘデラカナリエンスバリエガータ、キヅタ、オオイタビ、ツルマサキ、ビッグノニア（ツリガネカズラ）、テイカカズラ、カロライナジャスミン、ハゴロモジャスミン、ムベ、ビナンカズラ（サネカズラ）、クレマチスアーマンディー、ツキヌキニンドウ、トケイソウ、ナツツタ、ノウゼンカズラ又はクレマチス類

3 第1項に規定する土壌の量は、次の表の左欄に掲げる壁面緑化の高さに応じた同表の右欄に掲げるものとする。

壁面緑化の高さ	土壌の量（壁面緑化の長さ1メートル当り）		
	客土量	改良幅	改良深さ
2メートル以下	90リットル以上	0.3メートル以上	0.3メートル以上
4メートル以下	160リットル以上	0.4メートル以上	0.4メートル以上

(建築物等緑化計画届等に添付する図書)

第3条 前条の規定により壁面緑化を行おうとする者は、植物の種類、補助資材の仕様、土壌の量、灌水設備の位置、維持管理の方法及び同様の壁面緑化における生育実績がわかる書面を、建築物等緑化計画届（建築物等緑化計画変更届を含む。）及び建築物等緑化計画完了届に添付するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。